住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

11 月 1 日（日）16:30～18:00　和泉グリーンポリス多目的自治会館

意見概要	市の回答
現庁舎敷地に借地が含まれるとのことだが、3 号館やコミュニティセンターの底地は借地か。	市役所の敷地は帯状に連なっており、借地と市有地が入り混じっている。３号館の敷地の一部にも借地がある。 仮に移転した場合であっても現在地に３号館とコミュニティセンターが残り、来客用駐車場100 台分を見込むと、市有地では足りず、追加購入する必要がある。（売却できる土地はない。） その上で土地の借地と市有地の換地処分を行い、余剰地となる借地を返却する必要がある。 尚、借地については、３件の地権者に対して、もし現地となれば売却いただけるか交渉中で、うち１件は売却してもいいとの回答を頂いているが、他の２件についてはまだそこまでの意思は確認できていない。 欄外には借地が続いた場合の借地料も記載しているので、このような状況であることも含め、ご判断いただきたい。
市役所第 2 駐車場の借地が続くのであればその費用は。	市役所第 2 駐車場、公用車駐車場の借地料として年間約 3,200 万円支払っており、庁舎敷地の借地と合計して、年間約 6,200 万円を支払っているが、仮に現庁舎敷地で建て替える場合、立体駐車場の建設により市役所第 2 駐車場、公用車駐車場の借地は返却を予定している。
住民投票の結果、移転への賛成票が過半数以上だが 3 分の 2 に至らなかった場合、市長から移転条例を提案することはありえるのか。	移転条例を提案するには 3 つの方法があり、住民投票の結果、移転への賛成票が 3 分の 2 を超えれば、市長が移転条例を提案するが、3

意見概要	市の回答
	分の 2 に至らない場合、市長から提案することはない。 　議員については、住民投票結果を議員それぞれが判断し、移転条例を提案する可能性はある。 　もし、市長と議員のどちらからも移転条例が提案されなくとも、有権者数の 50 分の 1 である約 3,000 名の署名があれば市長は移転条例案を議会に提案することとなる。 　最終的には議会での議決が得られれば移転することとなる。
和泉市はホテル誘致に取り組んでいると聞いているが、市庁舎建設を単独で考えるのではなく、総合的に考えてはどうか。	これまで庁舎整備特別委員会でも議論があり、例えば 1 ～3 階をテナントとして貸し出したり、ホテルや商業施設との合築といった提案もあったが、建設場所が決定しない中では交渉することもできず、想定の話となることから資料では現時点での事実を述べているもの。 　今後の可能性については、投票者一人ひとりが考え投票して頂きたい。 　庁舎は平成 34 年春のオープンを目指しており、建設場所が決まればそういった可能性を探っていきたい。